

令和4年8月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記 

令和2年(ワ)第857号 債務不存在確認請求事件

口頭弁論終結日 令和4年5月26日

判 決

5 広島市 

原 告

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

東京都江東区豊洲二丁目2番31号

10 被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

主



板 根 富 規

近 藤 い ず み

S M B C コ ン シ ュ ー マ ー

フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社

金 子 良 平

江 藤 朝 樹

文

- 15 1 原告と被告との間の平成30年2月19日付け保証委託契約に基づく原告の被告に対する求償債務が存在しないことを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

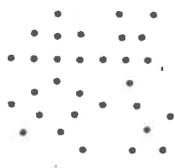
第 1 請 求

20 主文同旨

第 2 事 案 の 概 要

1 事 案 の 要 旨

25 本件は、原告が被告に対し、原告と株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」という。）との間の平成30年2月19日付けのカードローン契約（以下「本件カードローン契約」という。）に関して締結された原告と被告との間の平成30年2月19日付け保証委託契約（以下「本件保証委託契約」という。）



に基づく原告の被告に対する求償債務について、原告は、本件カードローン契約及び本件保証委託契約の申込みをしておらず、これら契約の申込みは原告の兄である■■■■■（以下「■■■■■」という。）が原告に無断で行ったものであるとして、その不存在確認を請求した事案である。

5 2 前提事実（以下の事実は当事者間に争いがないか、掲記の証拠（枝番のあるものは、枝番を含む。）により容易に認定することができる。）

(1) 当事者等

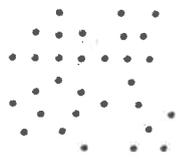
ア 原告は、■■■■■年■■月■日生まれの男性である。原告には、妻である■■■■■（以下「■■■■■」という。）、兄である■■■■■等の親族が存在する。（甲3、32）

イ 被告は、貸金業及び保証業等を目的とする株式会社である。

(2) 本件カードローン契約及び本件保証委託契約等に係る経過等

ア 平成30年1月28日、三井住友銀行に対し、スマートフォンのモバイルアプリケーションを利用して、原告名義で広島支店への預金口座開設の申込みがされた。同申込みにおいては、原告の携帯電話番号は■■■■■
15 ■■■■■、メールアドレスは、■■■■■.softbank.jp と申告されていた。なお、当時、原告は、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）と携帯電話サービスに係る契約をしていなかった。（甲9、調査嘱託の結果）

イ 三井住友銀行は、前記アの口座開設の申込みを承諾し、同年2月1日、原告名義の預金口座（以下「本件口座」という。）が開設された。その後、三井住友銀行は、転送不要扱いの郵便で、当時の原告の自宅である広島市■■■■■
20 ■■■■■にキャッシュカード及び印鑑届の書式等を送付したところ、これらは受領され、後日、所定の事項が記載された印鑑届（以下「本件印鑑届」という。）が三井住友銀行に対して返
25 送された。（甲9、10）



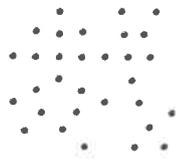
ウ 平成30年2月19日、原告の名義で、三井住友銀行に対し、インターネット上から、以下の内容のカードローン契約（本件カードローン契約）の申込みがされるとともに、被告に対し、本件カードローン契約に係る原告の三井住友銀行に対する債務を保証することを委託する旨の保証委託契約（本件保証委託契約）の申込みがされた。これらの申込みの際して、申込者から三井住友銀行及び被告に対し、原告の運転免許証の画像データ及び返済用の預金口座として本件口座の情報が提供された。三井住友銀行及び被告は、これらの申込みに対して、それぞれ承諾する旨の意思表示をした。そして、被告は、三井住友銀行に対し、本件カードローン契約に基づく原告の三井住友銀行に対する債務を連帯保証した（以下「本件連帯保証契約」という。）。（甲1の2、乙B1、2、弁論の全趣旨）

極 度 額	50万円
貸 付 利 率	年14.5%
遅延損害金利率	年19.940%
支 払 方 法	残高スライド元利定額

エ 平成31年2月25日、原告の名義で、三井住友銀行に対し、本件カードローン契約の極度額を150万円に変更することを内容とする申込みがされるとともに、被告に対し、本件保証委託契約の内容を上記極度額の変更に応じて変更することを内容とする申込みがされた。これに対し、三井住友銀行及び被告は、それぞれ承諾する旨の意思表示をし、本件連帯保証契約の内容も上記極度額の変更に応じて変更した。（甲1の2、乙B3、弁論の全趣旨）

オ 被告は、令和2年9月9日、本件連帯保証契約の保証債務の履行として145万9338円（元金145万4144円、利息478円、遅延損害金4766円）を三井住友銀行に支払った。（乙B4）

(3) 本件訴訟の提起



原告及び弁論分離前の原告である■■■■は、令和2年8月4日、原告が、
被告並びに弁論分離前の被告である株式会社J. Score及び株式会社S
MBCモビットに対し、■■■■が、弁論分離前の被告であるアコム株式会社、
三菱UFJニコス株式会社及び株式会社NTTドコモに対し、原告や■■■■
5 がこれらの会社に対して負っているとされている債務は、■■■■が原告や■■■■
■■■■に無断でした契約に基づくものであるとして、これら債務の不存在確認を
求めて本件訴訟を提起した。本件訴訟において、被告は、前記(2)オの三井住
友銀行に対する145万9338円の支払により、本件保証委託契約に基づ
き原告に対する同額の求償債権を取得し、現在も同債権を有している旨主張
10 し、請求棄却の判決を求めている。

3 争点

本件カードローン契約及び本件保証委託契約の各申込みが原告の意思に基
づくものであるか否か

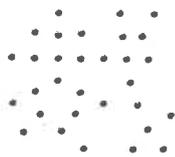
4 争点についての当事者の主張

(被告の主張)

15 本件カードローン契約では返済用の口座として本件口座が指定されている。
三井住友銀行は、本件口座が開設された際、当時の原告の自宅にキャッシュカ
ード及び印鑑届の書式等を送付しており、これらは問題なく受領されていると
ころ、これらを原告の自宅に同居していなかった■■■■が受領できたとは考え難
20 い。そうすると、本件口座は原告により開設されたと考えるほかない。

そして、一般に、運転免許証や預金通帳等は、本人以外の第三者が所持して
いることは考え難いものであるところ、本件カードローン契約及び本件保証委
託契約の申込みに際しては、原告の運転免許証の画像データや原告の開設した
本件口座の情報が提供されていることからすると、上記各申込みは、原告の意
25 思に基づいてされたものといえる。

(原告の主張)



(1) ■■■が、本件カードローン契約及び本件保証委託契約の各申込みを原告に無断で行った旨述べていることからすれば、上記各申込みは、原告によりされたものとはいえない。

(2) また、本件カードローン契約及び本件保証委託契約の締結に際しては、申込者から被告に対し、本件口座の情報が提供されていることからすると、本件口座が原告により開設されたものでなければ、本件カードローン契約及び本件保証委託契約は、原告が申し込んだものではないといえることができる。

そして、①本件印鑑届に記載された署名は原告のものではないこと、②本件口座の開設の際に申告されたメールアドレスは、ソフトバンクとの間で携帯電話サービスに係る契約を締結していることを示しているところ、原告は、ソフトバンクと携帯電話サービスに係る契約を締結していなかったことからすると、本件口座は、原告の開設したものではない。

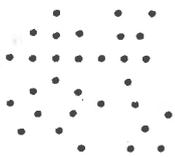
以上からしても、本件カードローン契約及び本件保証委託契約の申込みは、原告によりされたものとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 争点について

(1) 本件において、被告は、当時の原告の住所地に送付されたキャッシュカード等が受領されていることを根拠に本件口座が原告により開設されたものであるとした上で、本件カードローン契約及び本件保証委託契約の各申込みの際して、運転免許証の画像データ及び本件口座の情報が提供されていることから、上記各申込みは、原告の意思に基づいてされたものといえる旨主張し、これに対し、原告は、本件カードローン契約及び本件保証委託契約の各申込みの事実を否認し、■■■が原告に無断で行ったものであると主張していることから、以下、この点について検討する。

(2) まず、本件口座が開設された際、当時の原告の住所地にキャッシュカード等が送付され、これが受領されており（前提事実(2)イ）、このことは、本件

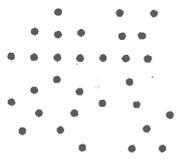


口座の開設が原告によりされたものであることを推認させる事情ということが
5 ができる。もっとも、■が原告の兄であることからすると、■が原告
の自宅に出入りすることが可能であったとも考えられるところであり、上記
キャッシュカード等を■が受け取ることが不可能とまではいい難い。そし
て、■が原告に無断で本件口座開設の申込みをした事実を認めていること
（甲31）に加え、本件口座開設の申込みの際して原告のものとして申告さ
10 れた携帯電話の番号が■のものと同められること（前提事実(2)ア、甲31、
32の14）、本件口座開設の申込みの際して原告のものとして申告された
メールアドレスは、ソフトバンクと携帯電話サービスに係る契約を締結して
いる者が利用できるものであるところ、原告は、当時、ソフトバンクとの間
15 で携帯電話サービスに係る契約を締結しておらず、同メールアドレスは原告
のものとは認められないこと（前提事実(2)ア）などの事情も併せ考慮すると、
■が原告に無断で本件口座を開設したことが強く疑われるというべきで
あり、被告が指摘する上記事情をもって、本件口座が原告により開設され
たものということとはできない。

したがって、本件口座が原告により開設されたものであることを前提とし
た被告の前記主張は採用できない。

(3) また、前記(2)の点をおくとしても、運転免許証や預金通帳を第三者に預け
20 る機会は少ないものの、親族であれば、保管されている運転免許証を写真撮
影したり、預金通帳等を確認して預金口座の情報を入手したりすることは困
難であるとまではいえず、■が、原告に無断で本件カードローン契約の申
込みをした事実を認めていること（甲31）を踏まえると、本件カードロー
ン契約及び本件保証委託契約の各申込みの際して運転免許証の画像データ
及び本件口座の情報が提供されていることをもって、上記各申込みが、原告
25 の意思に基づいてされたものということもできないというべきである。

したがって、被告の前記主張は採用できない。



(4) 以上のとおり、いずれにしても被告の前記主張は採用できず、その他、一見記録を検討しても、本件カードローン契約及び本件保証委託契約の各申込みが原告の意思に基づくものであると認めるに足りる証拠はなく、原告が三井住友銀行との間で本件カードローン契約を締結し、被告との間で本件保証委託契約を締結したと認めることはできない。

2 結論

以上のとおりであり、原告の請求は理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第1部

裁判官

小野本 敦



これは正本である。

令和4年8月17日

広島地方裁判所民事第1部

裁判所書記官

鵜飼 祐 樹

